

業務委託契約書（案）

和歌山県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、令和8年度和歌山県産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業計画作成支援業務委託（以下「委託業務」という。）を実施するにあたり、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 本県における人口動態や産業構造等の将来予測を踏まえた、高校の教育改革を進めるため、改革を先導する拠点となる学校等において実施する取組の検討に必要な情報の収集・調査・分析を行い、資料のとりまとめを行うほか、事業計画の作成を支援することを目的とする。

（信義誠実の義務）

第2条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第3条 甲は、次に掲げる委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- （1）委託業務の名称 令和8年度和歌山県産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業計画作成支援業務委託
- （2）委託業務の内容 別紙「仕様書」のとおり

（委託期間）

第4条 委託業務の委託期間は、契約締結日から令和8年7月31日（金）までとする。

（再委託）

第5条 乙は、委託事業の一部を第三者に再委託することができる（以下「再委託先」という）。ただし、再委託を行う場合は、乙は適切な再委託先を選定するよう努めるとともに、本契約により乙が負うのと同等の義務を再委託先に課すものとする。

- 2 前項に基づき、乙が再委託を行う場合は、甲は当該再委託に伴う再委託先の行為をすべて乙の行為とみなし、乙に対して本契約上の責任を問うことができる。

（委託料）

第6条 甲は、乙に対し委託料として、金（うち消費税額及び地方消費税額金円）を支払うものとする。

- 2 乙は、委託料を委託業務以外の目的に使用してはならない。

（実績報告）

第7条 乙は、委託業務を完了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）の翌日から起算して10日を経過した日又委託約期間満了日のいずれか早い日までに、委託業務の成果を記載した委託業務実績報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による委託業務実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときはこれを受理するものとする。

(委託料の支払)

第8条 乙は、前条の規定による受理がなされたときは、甲に対して委託料請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定によって委託料請求書の提出を受けたときは、これを検討し、適当と認めるときはこれを受理するものとする。

3 甲は、委託料請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に、請求に係る委託料を乙に支払わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、甲は、委託業務を実施するため必要があると認めるときは、乙が甲の定める前金払請求書により行う請求に基づき、委託料の全部又は一部の前金払いをすることができる。

(違約金及び遅延利息)

第9条 乙が、正当な理由なく第4条の委託期間内に業務を完了しないときは、契約金額に対し、期限の翌日から業務を完了する日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した違約金を甲に支払うものとし、この違約金は甲が乙に支払う契約対価の支払の際これを徴収するものとする。

2 甲が、正当な事由なく、前条第3項による支払期限を遅延したときは、支払金額に対し、期限到来の日の翌日から支払いを行う日までの日数に応じて年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

3 違約金又は遅延利息の額が100円未満であるときは甲乙共に支払うことを要せず、100円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

(委託業務の調査等)

第10条 甲は、必要と認めるときは、委託業務に関して乙に説明若しくは報告を求め、又は調査若しくは指示をすることができるものとする。

(委託業務内容の変更等)

第11条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一部中止させることができるものとする。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 乙は、委託業務について仕様書等の不備、不測の支障の発生、その他正当な理由があるときは、理由を記した書面により直ちに甲に対し委託業務の内容の変更を請求することができるものとする。この場合において、契約事項を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(委託料の減額)

第12条 甲は、乙が委託業務の一部を執行しなかったときは、本契約における委託料を減額することができる。

(甲の催告による解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催促し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

(1) 履行期限内に完了しないとき又は履行期限後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

- (2) 正当な理由なく、第 32 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

- (1) 乙が甲の承諾なく本契約により得た権利又は義務を他人に委任又は譲渡したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 乙が本契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の責めに帰すべき事由による解除権)

第 15 条 前二条各号に掲げる事項が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(暴力団等排除に係る契約解除)

第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じて、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 第 1 項の規定により本契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(不正行為に係る契約解除)

第17条 甲は、乙が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。次号において同じ。)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (4) 乙について刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(不正行為に係る賠償の予約)

第18条 乙は、本契約に関して前条第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。次項において同じ。)の10分の3に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1号又は第2号に該当する場合であつて、不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要があると認めるとき。
- 2 乙は、本契約に関して、前条第3号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、前項に規定する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- (1) 前条第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前条第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 甲は、甲に生じた実際の損害額が第1項及び第2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、乙が契約を履行した後においても適用する。

(乙の催告による解除権)

第19条 乙は、甲が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催促し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第20条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本契約の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は甲に対して、その損害を賠償しなければならない。また、第三者に与えた損害の賠償については、乙が自らの責任において一切を解決しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第21条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から提供料支払の日まで年3.0パーセントの割合で計算した延滞金及びその支払わない額を甲の支払うべき提供料から相殺し、なお不足を生ずるときには、さらに請求することができる。

2 前項の不足する額を請求する場合には、甲は乙から遅延日数につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞金を請求することができる。

(機密保持)

第22条 乙は、委託業務の実施によって知り得た機密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(情報資産の保護対策)

第23条 乙は、甲の承諾なくして、情報資産を複製してはならない。

2 乙は、本契約終了後又は甲の要請があったときは、業務に関する情報資産を甲へ返却しなければならない。

3 乙は、甲の了解を得て業務に関する情報資産を廃棄するときは、情報漏えいがないよう厳重なる注意をもって廃棄しなければならない。

(個人情報の取扱)

第24条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティに関する特記事項の遵守)

第25条 乙は、別紙「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ事故)

第26条 乙は、情報セキュリティ事故が発生したときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅延なく甲に報告しなければならない。

(情報セキュリティ監査)

第27条 甲は、甲の情報資産に係る乙の管理実施状況について、乙の施設内において随時、調査できるものとする。

2 甲は、乙が、甲の承諾を得て委託業務の一部を再委託するときは、甲の情報資産に係る乙の管理実施状況について、再委託先の施設内において随時、調査できるものとする。

(情報セキュリティに関する教育)

第28条 乙は、委託業務を執行する従業員に対し、情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

2 乙は、甲の承諾を得て委託業務の一部を再委託するときは、委託業務を執行する再委託先の従業員に対し、情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(知的財産権の保護)

第29条 乙は、業務の執行に関して、第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれているときは、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行わなければならない。この場合において、乙は、当該契約等の内容について事前に甲の承諾を得ることとし、甲は、既存著作物について、当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

2 委託業務の執行に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じたときは、当該紛争の原因が甲の責めに帰する場合を除き、乙の責任及び負担において一切を処理するものとする。この場合、甲は、当該紛争等の事実を知った時は、乙に通知し、乙は、必要な範囲で訴訟上の防衛を甲のために講じなければならない。

(成果物の開示及び著作権等の帰属)

第30条 乙は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 本契約の履行により生じた著作権及び意匠権等のすべての権利は甲に帰属するものとする。

3 乙は、成果物に関して、甲に対して、自ら著作者人格権（著作権法第18条～第20条）を行使せず、また乙の従業員に著作者人格権を行使させないものとする。

(書類の保管等)

第31条 乙は、この委託業務の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目毎に区分して記載するとともに、甲の請求があったときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託業務を実施した翌年度から5年間保管しておくものとする。なお、請求書等の保管についてはインボイス制度を踏まえ、適切に対応すること。

(契約不適合責任)

第32条 甲は、完了した契約業務が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該業務の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて乙に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、甲は催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

4 契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による契約金額の減額の請求をすることができない。

(契約不適合責任期間)

第33条 乙が契約不適合の業務を完了した場合において、甲がその契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が完了のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りではない。

(契約に定めのない事項等の取扱い)

第34条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(管轄裁判所)

第35条 本契約に関して発生した紛争については、和歌山地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。この契約の締結を証するため、当該契約書を2通作成し、甲乙両者押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県知事

宮崎 泉

乙